

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手型の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和2年11月24日

北海道知事 鈴木直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「北海道HACCP」webページ作成委託業務

(2) 業務の目的及び内容

道内で製造・加工された食品の自主衛生管理認証制度である北海道HACCP自主衛生管理認証制度（以下、「北海道HACCP」という。）の制度及び認証施設や認証食品を紹介するwebページを作成して、北海道の食の安全・安心を国内外に向けて発信することで、道産食品のブランド力の向上及び輸出促進に資する業務。

なお、詳細は、「『北海道HACCP』webページ作成委託業務に関する企画提案説明書（以下、「企画提案説明書」という。）」によるものとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 北海道が実施するwebページ作成委託業務を5年以内に受託した実績があること。

3 担当部局（提出及び問い合わせ先）

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課安全推進係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-204-5261（直通）（担当：井上、宮田）

4 説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和2年11月24日（火）から同月27日（金）まで
- (2) 交付場所及び方法

3における直接交付又はホームページからのダウンロードによる。

ホームページのURL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.htm>

直接交付の場合の受付時間は、毎日午前9時から午後5時までとする。

5 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウに定めるところにより、参加表明書を提出し2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和2年12月4日(金)午後5時までとする。

イ 提出方法 持参又は郵送(特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。)

持参の場合の受付時間は、日曜日及び土曜日を除く毎日9時から午後5時までとする。

ウ 提出場所 3に同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 5参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和2年12月10日(木)午後5時までとする。

イ 提出場所 3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。)

持参の場合の受付時間は、日曜日及び土曜日を除く毎日9時から午後5時までとする。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を審査し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴収の相手型に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。

(4) 企画提案が多数の場合、予備審査を行う場合がある。